

鳥取大学における入学資格認定審査について

1 入学資格認定審査の対象者について

本学に出願を希望する者で、本学学則第38条第1項第9号の規定に基づき、本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものの。

2 入学資格認定審査の申請書類は次のとおりですが、申請にあたっては事前に申請先にお問い合わせください。

- (1) 鳥取大学入学資格認定交付申請書
- (2) 当該教育施設の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (3) 当該教育施設の教育課程(校則, 修業年限, 卒業に必要な総授業時間数及び教科等が明記されたもの)
- (4) その他本学が必要と認めた書類

申請先

鳥取大学学生部入試課

〒680-8550 鳥取市湖山町南4丁目101

電話 0857-31-5061

3 入学資格認定審査の方法について

入学資格認定審査対象者に対して、教育施設での学習を有する者の学力及び当該施設の教育内容については、昭和60年9月19日付文高大第253号文部省高等教育局長通知「大学入学資格に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定の一部改正について」に定める「大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する実施要項」に掲げる「指定の基準」を準用し、当該施設の教育内容について、修業年限は3年以上であること及び卒業に必要な総授業時間数は2,590時間以上であること、また、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められること等を、申請書類に基づき、個別に入学資格認定審査を行います。

4 入学資格認定の審査機関について

入学資格認定の審査は、入試制度専門委員会が行います。

5 入学資格の認定について

学長は、前項の審査結果に基づき、入学資格(出願資格)を認定します。

6 入学資格認定の審査結果について

審査結果は申請者宛に通知します。入学資格(出願資格)を認定された場合は、「鳥取大学入学資格認定許可書」を同封します。

7 鳥取大学入学者選抜試験の受験について

「鳥取大学入学資格認定許可書」の交付を受けた者は、本学の平成29年度一般入試(前期日程・後期日程)に出願して受験することができます。出願の際は、「鳥取大学入学資格認定許可書」の写しを添付してください。